

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成29年5月17日 15時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市待鹿 ^{まちか} 埼南西方沖 前津 ^{まえつよし} 古港沖防波堤灯台から真方位215° 2,000m付近 （概位 北緯33° 11.7′ 東経129° 26.7′）
インシデントの概要	プレジャーボートたけおは、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年5月18日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート たけお、5トン未満（長さ5.90m）
船舶番号、船舶所有者等	290-15467長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、錨泊して釣りを終えた後、帰港しようとしたところ、船外機が始動できなくなって運航不能となった。</p> <p>船長は、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇乗組員が点検した結果、バッテリーが過放電していることが判明したので、復旧作業を行ったのち、同艇伴走のもと定係港に入港した。</p> <p>船長は、本事故当時、船外機を停止して錨泊し、約5時間魚群探知機の電源を入れたまま釣りを行っていた。</p> <p>本船は、前回釣りに出てから2か月以上が経過していた。</p> <p>船長は、月平均2～3回釣りに出ており、釣りに出る間隔が1週間以上空いたときには、バッテリーの充電を行うようにしていたものの、本事故当時、船外機をすぐに始動することができたので、問題ないと思ひ、バッテリーの充電を行わなかった。</p>
分析	本船は、2か月以上バッテリーの充電が行われていない状況下、船長が船外機を停止した状態で魚群探知機を約5時間使用したことから、バッテリーが過放電し、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、2か月以上バッテリーの充電が行われていない状況下、船長が船外機を停止した状態で魚群探知機を約5時間使用したため、バッテリーが過放電し、船外機が始動できなくなったこ

	とにより発生したものと考えられる。
参考	<p>船長は、本インシデント後、予備のバッテリーを搭載するようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・バッテリーは、出港前に電圧や液量を確認し、必要があれば充電すること。・船外機を停止した状態で、電動機器を長時間使用しないこと。